

「横浜 I R（統合型リゾート）に関する法務支援業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「横浜 I R（統合型リゾート）に関する法務支援業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 担当者の実績・経験
- (3) 利益相反行為の防止等
- (4) 業務実施方針
- (5) 業務内容に関する提案
- (6) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制
 - ア 配置構成、人数など
業務遂行に必要な能力を有する人材を適正数配置しているか
必要に応じた人員補充体制が示されているか
 - イ 実績・経験
国際間取引など同種・類似業務や行政側への法務支援その他の実績について、本業務に生かすことのできる実績、経験があるか
 - ウ 利益相反行為の防止等
利益相反行為のチェック態勢や情報の管理体制、職務の公正を保ち得る対応方針について、有効な提案がなされているか
 - エ 業務実施方針
委託目的、業務内容について十分に理解し、的確かつ円滑に進めるうえでの対応方針を示しているか

(2) 提案内容

ア 特定課題

- (ア) 横浜 I R の業務推進にあたって重要となる視点やポイント等が示しているか
- (イ) 契約スキームやプロセス、契約条件等について、重要となる視点やポイント、課題が示しているか
 - 具体的かつ有効な解決策等が提案されているか
- (ウ) 官民リスク分担に関して、重要となる視点やポイントが示しているか
- イ 取組意欲が感じられる提案となっているか

(プロポーザル評価委員会の設置)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜 I R（統合型リゾート）に関する法務支援業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

- 委員長 政策局 総務部長
- 副委員長 政策局 政策部長
- 委員 政策局 共創推進課担当課長
- 総務局 法制課長
- 都市整備局 企画課長
- 都市整備局 I R 推進課長

3 委員長に事故等があり、欠けた時には、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の定足数の6分の5以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。